

令和7年度

公共用水域及び地下水の
水質測定計画

秋田県

目 次

1 公共用水域について	1
令和7年度公共用水域の水質測定に関する計画	2
表1 令和7年度水質測定地点等一覧	
-1 河川（米代川水系）	8
-2 〃（雄物川水系）	10
-3 〃（子吉川水系）	14
-4 〃（八郎湖流入河川）	16
-5 〃（その他の河川）	18
-6 湖沼（三大湖沼）	20
-7 〃（人工湖・天然湖沼）	22
-8 海域	24
表2 令和7年度測定機関別水質測定地点数等一覧	26
図1 令和7年度水質測定地点位置図	28
2 地下水について	35
令和7年度地下水の水質測定に関する計画	36
表1 令和7年度地下水質測定地区等一覧	
-1 概況調査	38
-2 継続監視調査	40
図1 令和7年度地下水質測定井戸位置図	41
参考 公共用水域及び地下水の水質測定について	42

1 公共用水域について

令和7年度公共用水域の水質測定に関する計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定に基づき、秋田県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、必要な事項を定めるものである。

2 測定期間

令和7年4月～令和8年3月

3 測定機関

測定機関は、次のとおり。

(1) 国

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所、能代河川国道事務所、
湯沢河川国道事務所、玉川ダム管理所

(2) 県

秋田県 生活環境部 環境管理課、八郎湖環境対策室
健康福祉部 健康環境センター
農林水産部 水産振興センター

(3) 水質汚濁防止法施行令で定める市

秋田市 環境部 環境保全課

4 測定水域等

水質測定を行う水域等は、表1のとおりとする。

なお、表2には測定機関別の測定地点数等を、図1には測定地点の位置図を示す。

5 測定項目

水質測定的项目は次のとおりとし、その回数は表1のとおりとする。

(1) 一般項目

採水時刻、天候、気温、水温、流量（河川）、採取位置、採取水深、全水深、外観、
臭気、色相、透視度（河川）、透明度（湖沼・海域）

(2) 生活環境項目

水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

(3) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（硝酸亜硝酸窒

素)、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※ 総水銀のみを調査する地点において、総水銀が検出された場合には、アルキル水銀についても測定を行う。

また、汽水域において、ふっ素又はほう素の測定値が環境基準を超過した場合には、電気伝導度を測定し、さらに「満潮時」に、ふっ素、ほう素及び電気伝導度を測定する。

(4) その他の項目

銅、トリハロメタン生成能、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化物イオン、硫酸イオン、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、磷酸態磷、溶存態化学的酸素要求量（溶存態 COD）、溶存態全窒素、溶存態全磷、電気伝導度、陰イオン界面活性剤、クロロフィル a、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）

6 測定方法

(1) 採水方法

採水は、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日環水管第 30 号）の規定に従い、次の時期に行うものとする。

- ① 原則として、採水日前までに比較的晴天が続き、水質が安定している時期。
- ② 公共用水域の水量が通常の状態の時期（河川にあつては低水量以上の流量がある時期、湖沼にあつては低水位以上の水位にある時期）。ただし、健康項目の測定については、この限りでない。

(2) 分析方法

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）で定める項目は、これに掲げる方法とし、それ以外の項目は、「日本産業規格 K0102（工場排水試験方法）」に掲げる方法等とする。

7 結果の報告

水質測定の結果は、県（環境管理課）に報告するものとする。

8 緊急時の措置

(1) 健康項目

環境基準を超える数値が検出された場合、速やかにその結果を県（環境管理課）に通報するとともに、当該水域での追跡調査を行うものとする。

(2) 生活環境項目

異常な濁水等により水質汚濁が著しくなった場合、その状況を県（環境管理課）に通報するものとする。

9 結果の公表

県（環境管理課）は、水質汚濁防止法第 17 条第 1 項の規定により、水質測定の結果を公表する。

10 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関と協議して定めるものとする。

(参考) 前年度計画からの変更点

1 測定地点

変更点は、なし。

2 測定項目・回数

(1) 再開する項目

水系*	水域名	測定地点名	再開する項目	測定回数	理由	実施主体
米	熊沢川	長峰橋	カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム 砒素 総水銀	0回→1回	ローリング調査(注)	県
	大湯川下流	古川橋				
	犀川	犀川橋				
	長木川上流	東橋				
	長木川下流	餅田橋				
	下内川下流	松木橋				
	引欠川下流	引欠川末端				
	阿仁川上流	粕内橋				
	阿仁川下流	高長橋				
	小又川	平里橋				
雄	淀川	馬場橋				
	岩見川上流	岩見大橋				
	三内川	飛沢橋				
	旭川上流	藤倉橋				
	旭川中流	添川橋				
	太平川上流	地主橋				
米	米代川中流	神田橋	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シマジン	0回→1回	ローリング調査(注)	市
	大湯川下流	古川橋				
	小坂川下流	御山橋				
	長木川下流	餅田橋				
	下内川下流	松木橋				
	早口川下流	早口橋				
	阿仁川下流	高長橋				
雄	役内川下流	万石橋				
	横手川中流	本郷橋				
	丸子川下流	丸子橋				
	檜木内川下流	内川橋				
	淀川	馬場橋				
子	子吉川上流	長泥橋				
	石沢川	館石沢橋				
	芋川	芋川橋				
八 他	馬場目川下流	竜馬橋				
	大沢川	京田橋				
海域	北部海域	釜谷沖2km	四塩化炭素 1,1,1-トリクロロエタン チウラム	0回→1回	ローリング調査(注)	県
	秋田湾海域	出戸沖2km				
	中部海域	衣川河口沖2km				
	南部海域	金浦沖2km				
	能代港	能代港内				
	本荘港	本荘港内				
	船川港	船川生鼻崎沖				
	船川港	船川港内				
米	大湯川下流	古川橋	セレン	0回→1回	ローリング調査(注)	市
	下内川下流	松木橋				
	阿仁川下流	高長橋				
雄	淀川	馬場橋				

水系*	水域名	測定地点名	再開する項目	測定回数	理由	実施主体		
米雄	下内川下流	松木橋	1,4-ジオキサン	0回→1回	ローリング調査(注)	県		
	淀川	馬場橋						
米	熊沢川	長峰橋	ノニルフェノール LAS					
	大湯川下流	古川橋						
	小坂川下流	御山橋						
	犀川	犀川橋						
	長木川上流	東橋						
	長木川下流	餅田橋						
	下内川下流	松木橋						
	引欠川下流	引欠川末端						
	阿仁川上流	粕内橋						
	阿仁川下流	高長橋						
	小又川	平里橋						
雄	淀川	馬場橋	ノニルフェノール LAS			0回→1回	ローリング調査(注)	市
	岩見川下流	本田橋						
	新城川下流	新城川橋						
	地蔵川	岩見川合流前						
八	馬踏川	1号人道橋(前山橋)	ノニルフェノール LAS	0回→1回	ローリング調査(注)	県		
湖沼	十和田湖	湖心						

(2) 休止する項目

水系*	水域名	測定地点名	休止する項目	測定回数	理由	実施主体
雄	雄物川上流	南沢	ノニルフェノール LAS	1回→0回	ローリング調査(注)	県
	高松川	須川橋				
	大戸川	大戸川橋				
	横手川中流	本郷橋				
	杉沢川	杉沢川橋				
	窪堰川下流	大和田橋				
	玉川上流	岩瀬橋				
	檜岡川	赤平橋				市
	土貫川	暁橋				
	草生津川	面影橋				
	旭川下流	新旭橋				
	太平川下流	太平川(牛島)橋				
	猿田川	開橋				
	旧雄物川	港大橋				
子	子吉川上流	長泥橋	ノニルフェノール LAS	1回→0回	ローリング調査(注)	県
	石沢川	館石沢橋				
	芋川	芋川橋				
湖沼	田沢湖	湖心	ノニルフェノール LAS	1回→0回	ローリング調査(注)	県
		春山				
雄	横手川中流	本郷橋	セレン 1,4-ジオキサン	1回→0回	ローリング調査(注)	市
子	子吉川上流	長泥橋				
	石沢川	館石沢橋				
	芋川	芋川橋				
海域	中部海域	下浜沖2km	1,4-ジオキサン	1回→0回	過去の測定結果を踏まえての地点見直しのため。	市
	秋田港	秋田港西2km				
		秋田港南西2.8km				
	雄物川河口から	向浜沖2km				
	旧雄物川河口	雄物川河口沖2km				
までの海域	雄物川河口沖4km					

水系*	水域名	測定地点名	休止する項目	測定回数	理由	実施主体
雄	大戸川	大戸川橋	カドミウム 全シアン 鉛 六価クロム 砒素 総水銀	1回→0回	ローリング調査（注）	県
	横手川中流	本郷橋				
	杉沢川	杉沢川橋				
	窪堰川下流	大和田橋				
	玉川上流	岩瀬橋				
	檜岡川	赤平橋				
	土貫川	暁橋				
	新波川	新波川下流				市
	平尾鳥川	平尾鳥橋				
	安養寺川	仁助橋				
	神内川	宮崎橋				
	梵字川	ぐみの橋				
	新城川上流	新城橋				
	子吉川上流	長泥橋				
子	石沢川	館石沢橋	四塩化炭素 1,1,1-トリクロロエタン チウラム	1回→0回	ローリング調査（注）	県
	芋川	芋川橋				
	米代川中流	神田橋				
米	大湯川下流	古川橋				
	小坂川下流	御山橋				
	長木川下流	餅田橋				
	下内川下流	松木橋				
	早口川下流	早口橋				
	阿仁川下流	高長橋				
	役内川下流	万石橋				
雄	横手川中流	本郷橋				
	丸子川下流	丸子橋				
	檜木内川下流	内川橋				
	淀川	馬場橋				
	子吉川上流	長泥橋				
子	石沢川	館石沢橋				
	芋川	芋川橋				
	八	馬場目川下流	竜馬橋			
他	大沢川	京田橋	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	1回→0回	ローリング調査（注）	県
海域	北部海域	釜谷沖2km				
	秋田湾海域	出戸沖2km				
	中部海域	衣川河口沖2km				
	南部海域	金浦沖2km				
	能代港	能代港内				
	本荘港	本荘港内				
	船川港	船川生鼻崎沖				
船川港	船川港内					
米	米代川中流	神田橋	PFOS及びPFOA	1回→0回	ローリング調査（注）	県内主要河川におけるPFOS及びPFOAの存在状況調査の地点変更のため。
	大湯川下流	古川橋				
	小坂川下流	御山橋				
	早口川下流	早口橋				
阿仁川下流	高長橋					
雄	役内川下流	万石橋				
	横手川中流	本郷橋				
	丸子川下流	丸子橋				
	檜木内川下流	内川橋				
子	子吉川上流	長泥橋				
	石沢川	館石沢橋				
	芋川	芋川橋				
八	馬場目川下流	竜馬橋				
	他	大沢川				

(3) 新たに測定を開始する地点・項目

水系※	水域名	測定地点名	新たに測定する項目	測定回数	理由	実施主体
米	米代川	八幡平橋	PFOS及びPFOA	1回	県内主要河川におけるPFOS及びPFOAの存在状況を調査するため。	県
	犀川	犀川橋				
	長木川上流	東橋				
	引欠川下流	引欠川末端				
	岩瀬川	岩瀬橋				
	檜山川	檜山川橋				
雄	高松川	須川橋				
	皆瀬川上流	久保橋				
	玉川上流	岩瀬橋				
	檜岡川	赤平橋				
	土買川	暁橋				
	安養寺川	仁助橋				
	岩見川下流	本田橋				
	新城川下流	新城川橋				
	草生津川	面影橋				
	旭川下流	新旭橋				
	太平川下流	太平川(牛島)橋				
	猿田川	開橋				
	旧雄物川	茨島橋				
	旧雄物川	港大橋				
地藏川	岩見川合流前					
八	鶴川川	鶴川橋				市
	馬踏川	1号人道橋(前山橋)				
他	衣川	衣川橋				県
	白雪川	白雪川橋				
	鮎川	鮎川橋				

※ 表中の水系について、「米」は米代川水系、「雄」は雄物川水系、「子」は子吉川水系、「八」は八郎湖流入河川、「他」はその他の河川を示す。

注： 「ローリング調査」について

「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」(平成13年5月31日環水企第92号)に基づき、これまでの水質測定の結果等から、汚濁源の少ない水域や、検出される可能性が低いと思われる項目については、数年で測定地点・項目を一巡するようなローリング調査の導入等を進め、効率化を図っている。

項目																								測定機関			備考								
健康項目														その他項目							実施主体	採水機関	分析機関												
総水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸亜硝酸窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン				銅	トリハロメタン生成能	モリブデン	アンチモン	塩化物イオン	硫酸イオン	アンモニウム性窒素	PFOA及びPFOA				
				0	0	1	1					0	1			1	1	1			1								1	0	県	委	委	採水は、流心で行う。	
4	2																				6	4			6	6	6			国2	委	委			
4	2																				6				6	6	6			国2	委	委			
12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	4			6	6	6			国2	委	委			
12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12						6			国2	委	委			
1																					1									国2	委	委			
1				0	0	1	1					0	1		1	1	1	1	1	1	1								0	国2	委	委			
2				0	0	1	1					0	1		1	1	1	1	1	1	12	2	2						0	国2	委	委			
1																					1									1	国2	委	委		
1																					1									1	国2	委	委		
1				0	0	1	1					0	1								1									1	国2	委	委		
1				0	0	1	1					0	1		1	1	1	1	1	1	1	2	2							1	国2	委	委		
1																														1	国2	委	委		
				0	0	1	1					0	1				1	1	1											0	国2	委	委		
1																					1										国2	委	委		
1				0	0	1	1					0	1		1	1	1	1	1	1	1									0	国2	委	委		
1																															国2	委	委		
																															1	国2	委		委
																						1										国2	委		委
4																					1		1	1							国2	委	委		
32	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	42	8	0	0	18	18	24	0		国2	委	委			
16	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	7	0	0	4	6	6	6	2	23	0	5	5	0	0	0	8		国2	委	委			
48	8	6	6	6	6	6	13	13	6	6	6	6	13	6	6	10	12	12	12	8	65	8	5	5	18	18	24	8		国2	委	委			

表 1-2-2 令和7年度水質測定地点等一覧【河川（雄物川水系）】

水域名	測定地点名	市町村名	地点 統一 番号	類型	測定月	測定 回数	測 定																				
							生 活 環 境 項 目											カドミウム			全シアン		鉛		六価クロム		砒素
							pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素					
新城川上流	新城橋	秋田市	101-01	A 生A	4~3月	12	12	12	12		12	12						0	0	0	0	0					
新城川下流	新城川橋	秋田市	102-01	B 生B	4~3月	12	12	12	12		12	12	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2					
	大浜橋	秋田市	102-51	(B)	4,7,10,1月	4	4	4	4		4	4	2	2													
草生津川	八柳橋	秋田市	103-53	(B) 生B	4,7,10,1月	4	4	4	4		4	4	2	2													
	面影橋	秋田市	103-01	B	4~3月	12	12	12	12		12	12	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2					
旭川上流	藤倉橋	秋田市	061-01	AA 生A	4~3月	12	12	12	12		12	12	2	2				1	1	1	1	1					
旭川中流	添川橋	秋田市	062-01	A 生A	4~3月	12	12	12	12		12	12						1	1	1	1	1					
旭川下流	川口橋	秋田市	063-52	(B) 生A	4~3月	12	12	12	12		12	12	2	2				2	2	2	2	2					
	新旭橋	秋田市	063-01	B	4~3月	12	12	12	12		12	12	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2					
太平洋上流	地主橋	秋田市	064-01	AA 生A	4~3月	12	12	12	12		12	12						1	1	1	1	1					
太平洋中流	松崎橋	秋田市	065-01	A 生A	4~3月	12	12	12	12		12	12						1	1	1	1	1					
太平洋下流	太平川(牛島)橋	秋田市	066-01	B 生B	4~3月	12	12	12	12		12	12	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2					
猿田川	福島橋	秋田市	131-54	(A) 生B	4~3月	12	12	12	12		12	12	6	6													
	開橋	秋田市	131-01	A	4~3月	12	12	12	12		12	12	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2					
旧雄物川	茨島橋	秋田市	128-51	(C) 生A	偶数月	6	6	2	2		2	2	2	2	6			6		6							
	旭川合流前	秋田市	128-52	(C)	偶数月	6	6	2	2		2	2	2	2	6			6		6							
	港大橋	秋田市	128-01	C	4~3月	12	12	12	12		12	12	2	2	2	0	0	2	2	2	2	2					
宝川	太平川合流前	秋田市	202-01	—	4,7,10,1月	4	4	4	4		4	4	2	2													
古川	中山	秋田市	203-01	—	4,7,10,1月	4	4	4	4		4	4	2	2													
島合川	堀川大橋	秋田市	204-01	—	4,7,10,1月	4	4	4	4		4	4	2	2													
八田川	八田橋	秋田市	133-01	A	偶数月	6	6	6	6		6	6	2	2													
地藏川	岩見川合流前	秋田市	186-01	A 生B	4~3月	12	12	6	6		6	6	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2					
国土交通省分計	秋田河川国道事務所	1地点、			127項目	12	12	12	12		12	12	4	4	12	1	1	2	2	2	2	2					
	湯沢河川国道事務所	9地点、			1,070項目	108	108	108	108		108	108	36	36	108	1	1	18	18	30	18	18					
秋田県分計	10地点、				1,197項目	120	120	120	120		120	120	40	40	120	2	2	20	20	32	20	20					
秋田市分計	19地点、				863項目	220	118	220	0	124	49	3	3	42	1	1	3	2	13	2	13						
雄物川水系	計 39河川、 49水域、 60地点、				4,253項目	604	486	588	120	494	417	99	99	192	6	6	61	46	83	46	59						

(注) 1 「類型」について、一般項目はBOD等の項目、水生生物項目は全亜鉛等水生生物保全に係る項目の類型を示す。
 2 「実施主体」のうち、「国1」は国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所、「国3」は国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所を示す。
 3 表中網掛け部分は、令和6年度の計画から変更した箇所。

表 1 - 3 令和 7 年度水質測定地点等一覧【河川（子吉川水系）】

水域名	測定地点名	市町村名	地点 統一 番号	類型	測定月	測定 回数	測 定															
							生 活 環 境 項 目															
							pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素
子吉川上流	長泥橋	由利本荘市	104-02	AA	4~3月	12	12	6	12		6	6	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0
子吉川中流	子吉川橋(宮内)	由利本荘市	105-03	A 生A	4~3月	12	12	12	12	12	12	4	4	12	1	1	2	2	2	2	2	2
子吉川下流	本荘大橋	由利本荘市	106-02	B	4~3月	4	4	4	4	4	4	4	4	4								
石沢川	館石沢橋	由利本荘市	129-01	A 生A	4~3月	12	12	6	12		6	2		2	0	0	0	0	0	0	0	0
芋川	芋川橋	由利本荘市	107-01	A 生A	4~3月	12	12	12		6	2			2	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省分 計			2地点、		163 項目		16	16	16	16	16	8	8	16	1	1	2	2	2	2	2	2
秋田県分 計			3地点、		151 項目		36	24	36	0	18	10	1	1	6	0	0	0	0	0	0	0
子吉川水系 計 3河川、 5水域、 5地点、					314 項目		52	40	52	16	34	26	9	9	22	1	1	2	2	2	2	2

- (注) 1 「類型」について、一般項目はBOD等の項目、水生生物項目は全亜鉛等水生生物保全に係る項目の類型を示す。
 2 「実施主体」のうち、「国1」は国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所を示す。
 3 表中網掛け部分は、令和6年度の計画から変更した箇所。

項 目																				測定機関			備 考							
健 康 項 目															その他					実施主体	採水機関	分析機関								
総水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2,2-テトラクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸亜硝酸窒素	ふっ素				ほう素	1,4-ジオキサン	銅	トリハロメタン生成能	塩化物イオン	硫酸イオン	PFOS及びPFOA	
0				0	0	1	1					0	1			0	1	1	1	0	1					0	県	委	委	
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1				0	国1	委	委
0				0	0	1	1					0	1			0	1	1	1	0						0	県	委	委	
0				0	0	1	1					0	1			0	1	1	1	0						0				
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	3	0	1	0	0	0	0					
2	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	4	1	1	1	4	4	4	1	1	1	0	0	0					

表 1-4 令和7年度水質測定地点等一覧【河川（八郎湖流入河川）】

水域名	測定地点名	市町村名	地点 統一 番号	類型 水生生物項目 一般項目	測定月	測定 回数	測 定																	
							生活環境項目											測定						
							pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素		
三種川	川尻橋	三種町	110-01	A 生B	4~3月 (4~3月)	12 (0)	12	12	12	12	12	6 (0)	12	12	4									
馬場目川上流	杉沢発電所	五城目町	108-01	AA 生A	4~3月 (4~3月)	12 (0)	12	12	12	12	12	6 (0)	12	12	4									
馬場目川下流	竜馬橋	八郎湯町	109-01	A 生A	4~3月 (4~3月)	12 (0)	12	12	12	12	12	6 (0)	12	12	4									
井川	井川橋	井川町	111-01	A 生A	4~3月 (4~3月)	12 (0)	12	12	12	12	12	6 (0)	12	12	4									
豊川	豊川橋	潟上市	113-01	B 生A	4~3月 (4~3月)	12 (0)	12	12	12	12	12	6 (0)	12	12	4									
馬踏川	馬踏川橋	潟上市	112-01	A 生B	4~3月 (4~3月)	12 (0)	12	12	12	12	12	6 (0)	12	12	4									
	1号人道橋(前山橋)	秋田市	112-02	A 生B	4~3月	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鯉川	鯉川橋	三種町	175-01	A 生A	4,8,11,2月	4	4	4	4	4	4		4	4	2									
鹿渡川	鹿渡橋	三種町	171-01	A 生A	4,8,11,2月	4	4	4	4	4	4		4	4	2									
糸流川	糸流橋	三種町	172-01	A 生B	4,8,11,2月	4	4	4	4	4	4		4	4	2									
鶴川川	鶴川橋	三種町	173-01	A 生B	4,8,11,2月	4	4	4	4	4	4		4	4	2									
小深見川	さきがけ橋上流	男鹿市	174-01	A 生B	4,8,11,2月	4	4	4	4	4	4		4	4	2									
秋田県分計			11地点、		1,080項目	92	92	92	92	92	36	92	92	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市分計			1地点、		135項目	12	12	12	12	12	12	12	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
八郎湖流入河川 計 10河川、 11水域、 12地点、					1,215項目	104	104	104	104	104	48	104	104	35	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(注) 1 「類型」について、一般項目はBOD等の項目、水生生物項目は全亜鉛等水生生物保全に係る項目の類型を示す。
 2 「測定月」、「測定回数」及び「測定項目」欄に()の記載がある地点は、()内を委託機関、それ以外を健康環境センターが分析する。
 3 表中網掛け部分は、令和6年度の計画から変更した箇所。

表 1-6 令和7年度水質測定地点等一覧【湖沼（三大湖沼）】

水域名	測定地点名	市町村名	地点 統一 番号	類型	測定月	採取 水深	測定 回数	測 定																				
								生 活 環 境 項 目																				
								pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌数	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素					
十和田湖	湖心	小坂町他	501-01	湖沼 生A	4~11 月 (4~11 月)	0, 5m	6	6	6		6	6	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1						
	(1)																											
	子ノ口		501-02	AA				6	6	6		6	6	3	3	3	1				1	1	1	1	1			
	(0)																											
	西湖中央		501-57				AA		6	6	6		6	6	3	3	3											
	(0)																											
	鉛山		501-51					AA		6	6	6		6	6	3	3	3										
	(0)																											
	大川岱		501-52						AA		6	6	6		6	6	3	3	3									
	(0)																											
銀山	501-58	AA		6	6	6					6	6	3	3	3													
(0)																												
大豊石	501-59		AA		6	6	6				6	6	3	3	3													
(0)																												
東湖中央	501-60			AA		6	6	6			6	6	3	3	3													
(0)																												
中湖中央	501-56				AA		6	6	6		6	6	3	3	3													
(0)																												
計	9 地点、	496 項目					54	54	0	54	54	27	27	27	2	1	1	2	2	2	2	2	2					
田沢湖	湖心	仙北市				502-01	湖沼 生B	4~11 月 (4~11 月)	0m	8	8	8		8	8	4	8	8	4	0	0	1	1	1	1			
	(1)																											
	春山		502-04			AA				8	8	8		8	8	4	8	8	4	0	0	1	1	1	1			
	(1)																											
	相内潟		502-51	AA						8	8	8		8	8	4	8	8										
(0)																												
潟尻	502-52	AA			8	8	8		8	8	4	8	8															
(0)																												
田子ノ木	502-53	AA		8	8	8		8	8	4	8	8																
(0)																												
計	5 地点、	343 項目		40	40	0	40	40	20	40	40	8	0	0	2	2	2	2	2									
八郎湖	野石橋	大瀧村他	503-02	湖沼 生A	4~3月 (4~3月)	0m	12	12	12	12	12	6	12	12	6			1	1	1	1							
	(1)																											
	大瀧橋		503-03			A	0m	12	12	12	12	12	12	6	12	12	6			1	1	1	1					
	(1)																											
	湖心		503-07				A	0m	12	12	12	12	12	12	6	12	12	6			1	1	1	1				
	(1)																											
	浜口機場		503-51					A	1, 2, 5m	36	36		36	36		36	36											
	0m		10	10					10	10	10	5	10	10														
	(0)																											
	南部排水機場		503-61	A		0m			12	12	12	12	12	12		12	12											
	0m		12			12			12	12	12		12	12														
	0m		10			10	10		10	10	5	10	10															
	(0)																											
	調整池東部		503-52			A	1, 2m	20	20		20	20		20	20													
0m	10	10	10		10		10	5	10	10																		
(0)																												
調整池大久保湾	503-63	A	0m	10	10		10	10	10	10	5	10	10															
0m	10		10	10	10		10	5	10	10																		
(0)																												
調整池西部	503-53		A	1m	10		10		10	10		10	10															
0m	10			10	10	10	10	5	10	10																		
(0)																												
防潮水門	503-54			A	0m	10	10	10	10	10	10	5	10	10														
0m	10	10			10	10	10	5	10	10																		
(0)																												
1m	10	10				10	10		10	10																		
計	10 地点、	2,520 項目			198	198	110	198	198	43	198	198	18	0	0	3	3	3	3									

(注) 1 十和田湖及び田沢湖の「類型」について、左列はCOD等一般項目、右列は全亜鉛等水生生物項目の類型を示す。
 2 八郎湖の「類型」について、左列はCOD等一般項目、中央列は全窒素・全磷、右列は全亜鉛等水生生物項目の類型を示す。
 3 「測定月」、「測定回数」及び「測定項目」欄に()の記載がある地点は、()内を委託機関、それ以外を健康環境センターが分析する。
 4 表中網掛け部分は、令和6年度の計画から変更した箇所。

項 目																				測定機関			備 考										
健 康 項 目															そ の 他 項 目					実施主体	採水機関	分析機関											
総水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸亜硝酸窒素	ふっ素	ほう素				1,4-ジオキサン	銅	アンモニア性窒素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	磷酸態磷	溶存態COD	溶存態全窒素	溶存態全磷	塩化物イオン	クロロフィルa
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	3	3	3	3						3	青森県は、年5回実施	環・委	県
1																3				1	3	3	3	3					3				
																3					3	3	3	3					3				
																3					3	3	3	3					3				
																3					3	3	3	3					3				
																3					3	3	3	3					3				
																3					3	3	3	3					3				
																3					3	3	3	3					3				
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27	1	1	1	2	27	27	27	27	0	0	0	0	27				
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	8	環・委	県	
1																					1	1	1	1	1	1	1	1	8				
																													8				
																													8				
																													8				
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	40				
1																12				1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	環・委	県		
1																12				1	12	12	12	12	12	12	12	12	12				
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	1	1	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12				
																													12				
																													10				
																													12				
																													12				
																													10				
																													10				
																													10				
																													10				
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	36	1	1	3	0	122	122	122	122	122	122	122	110	122				

項 目																										測定機関			備 考			
健 康 項 目																そ の 他 項 目							実 施 主 体	採 水 機 関	分 析 機 関							
総水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸亜硝酸窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	銅				アンモニニア性窒素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	磷酸態磷	塩化物イオン	クロロフィルa	電気伝導度
																												2	県	委	委	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	21	2	2	2		21					21	国2	委	委	
																												2	県	委	委	
1																						1					2					
1																						1					2	市	委	委		
																										4						
																											4	国4	委	委		
2																			2	2	2					6						
																											12	県	委	委		
																										8						
																											16	国4	委	委		
																										2						
																											2	県	委	委		
																										2						
4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	21	4	4	4	0	21	0	0	0	14	49	12			
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	16	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	16				
7	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	21	4	4	4	3	21	0	0	0	14	73	28				

項 目																										測定機関			備 考		
健 康 項 目																そ の 他 項 目							実 施 主 体	採 水 機 関	分 析 機 関						
総水銀	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸亜硝酸窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	銅				アンモニニア性窒素	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	磷酸態磷	塩化物イオン	クロロフィルa
																												2	県	委	委
																												4	市	委	委
																											4				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8				16
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	16			

表1-8 令和7年度水質測定地点等一覧【海域】

水域名	測定地点名	地点 統一 番号	類型	測 定 月	採 取 水 深	測 定 回 数	測 定															
							生 活 環 境 項 目											ノ ニ ル フ ェ ノ ー ル	L A S	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛
							pH	DO	B O D	C O D	S S	大 腸 菌 数	油 分 等	全 窒 素	全 磷	全 亜 鉛						
戸賀避難港	戸賀湾 中央	601-01	A	4~10月 (4~10月)	0m, 3m	14 (14)	14 (14)	14 (14)		14 (14)	14 (14)	4	2	8	8	2			1	1	1	
B・C該当海域 以外の海域	北部 海域	八森沖 2km	608-01	A	4~10月 (4~10月)	0m, 3m	14 (14)	14 (14)	14 (14)		14 (14)	14 (14)	4	2	4	4	2			1	1	1
		釜谷沖 2km	608-02	A	4~10月 (4~10月)	0m, 3m	14 (14)	14 (14)	14 (14)		14 (14)	14 (14)	4	2	4	4	2			1	1	1
	男鹿 海域	潮瀬崎沖 2km	609-02	A	4~3月 (4~3月)	0m, 3m	24 (24)	24 (24)	24 (24)		24 (24)	24 (24)	4	2	12	12	3			1	1	1
		秋田湾 海域	船越水道沖 2km	610-01	A	4~3月 (12~3月)	0m, 3m	24 (8)	24 (8)	24 (8)		24 (8)	24 (8)	4	2	12	12	3			1	1
	中部 海域	下浜沖 2km	611-01	A	4~10月	0m, 3m	14	14	14		14	14	14	2	7	7	2			2	2	2
		衣川河口沖 2km	611-02	A	4~10月	0m, 3m	14	14	14		14	7	4	2	4	4	2			1	1	1
	南部 海域	金浦沖 2km	612-01	A	4~10月	0m, 3m	14	14	14		14	7	4	2	4	4	2			1	1	1
		象潟大間沖 2km	612-02	A	4~10月	0m, 3m	14	14	14		14	7	4	2	4	4	2	1	1	1	1	1
能代港及び本 荘港の港湾区 域のうち泊地 及び航路	能代港	能代港内	613-01	B	4~10月 (4~10月)	0m, 3m	14 (14)	14 (14)	14 (14)		14 (14)	14 (14)		2	4	4	2			1	1	1
	本荘港	本荘港内	614-01	B	4~10月	0m, 3m	14	14	14		14	14		2	4	4	2			1	1	1
秋田港及び船 川港の港湾区 域のうち泊地 及び航路を除 く海域	船川港	船川生鼻崎沖	615-01	B	4~3月 (12~3月)	0m, 3m	24 (8)	24 (8)	24 (8)		24 (8)	24 (8)		2	12	12	3			1	1	1
		船川沖 2km	615-02	B	4~3月 (12~3月)	0m, 3m	24 (8)	24 (8)	24 (8)		24 (8)	24 (8)		2	12	12	3					
	秋田港	秋田港西 2km	616-01	B	4~12月	0m, 3m	18	18	18		18	18		2	9	9	2			2	2	2
		秋田港南西 2.8km	616-02	B	4~12月	0m, 3m	18	18	18		18	18		2	9	9	2			2	2	2
雄物川河口から旧雄物 川河口までの海域	向浜沖 2km	向浜沖 2km	617-01	B	4~12月	0m, 3m	18	18	18		18	18		2	9	9	2			2	2	2
		雄物川河口沖 2km	617-02	B	4~12月	0m, 3m	18	18	18		18	18		2	9	9	2	1	1	2	2	2
		雄物川河口沖 4km	617-03	B	4~12月	0m, 3m	18	18	18		18	18		2	9	9	2			2	2	2
秋田港及び船 川港の港湾区 域のうち泊地 及び航路	船川港	船川港内	618-01	C	4~3月 (12~3月)	0m, 3m	24 (8)	24 (8)	24 (8)		24 (8)	24 (8)		2	12	12	3			1	1	1
	秋田港	秋田港北 250m	619-01	C	4~12月	0m, 3m	18	18	18		18	18		2	9	9	2			2	2	2
秋田県分 計		10海域、	14地点、	1,788 項目			256	256	0	256	235	36	28	108	108	34	2	2	13	13	13	
秋田市分 計		4海域、	7地点、	878 項目			122	122	0	122	122	14	14	61	61	14	1	1	14	14	14	
海域 計		13海域、	21地点、	2,666 項目			378	378	0	378	357	50	42	169	169	48	3	3	27	27	27	

(注) 1 「測定月」、「測定回数」及び「測定項目」欄に()の記載がある地点は、()内を水産振興センター、それ以外を委託機関が分析する。
 なお、水産振興センターは、「測定月」欄の()で示した期間に、「測定回数」欄の()で示した回数の採水を行う。
 2 海域数について、「中部海域」は秋田県分と秋田市分それぞれ計上している。
 3 表中網掛け部分は、令和6年度の計画から変更した箇所。

項 目																				測定機関			採水位置					
健康項目																	その他			実施主体	採水機関	分析機関	北緯	東経				
六価クロム	砒素	総水銀	P C B	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸亜硝酸窒素						1,4-ジオキサン	銅	塩化物イオン	クロロフィルa
1	1	1																		1		14 (14)	4	県	水	水・委	39° 57' 00"	139° 43' 00"
1	1	1																		1		14 (14)	4				40° 22' 00"	139° 59' 40"
1	1	1		0	0	1	1	0						1					1	1	1	14 (14)	4				40° 06' 00"	139° 56' 30"
1	1	1																				24 (24)	6				39° 50' 07"	139° 45' 35"
1	1	1																				24 (8)	6	県	水・委	水・委	39° 52' 25"	139° 56' 10"
1	1	1		0	0	1	1	0						1					1	1	1	24 (8)	6				39° 49' 38"	139° 59' 46"
2	2	2																		0		14		市	委	委	39° 37' 00"	140° 02' 32"
1	1	1		0	0	1	1	0						1					1	1	1	14	4	県	委	委	39° 29' 52"	140° 01' 30"
1	1	1		0	0	1	1	0						1					1	1	1	14	4				39° 15' 08"	139° 53' 28"
1	1	1																			1	14	4				39° 12' 05"	139° 52' 23"
1	1	1		0	0	1	1	0						1					1	1	1	14 (14)	8	県	水	水・委	40° 12' 38"	139° 59' 45"
1	1	1		0	0	1	1	0						1					1	1	1	14	8	県	委	委	39° 23' 17"	140° 00' 55"
1	1	1		0	0	1	1	0						1					1	1	1	24 (8)	6	県	水・委	水・委	39° 52' 42"	139° 53' 44"
																						24 (8)	6				39° 51' 11"	139° 52' 10"
2	2	2																		0		18		市	委	委	39° 45' 15"	140° 01' 38"
2	2	2																		0		18					39° 44' 11"	140° 01' 38"
2	2	2																		0		18					39° 42' 20"	140° 02' 23"
2	2	2																		0		18					39° 41' 22"	140° 02' 33"
2	2	2																		0		18					39° 41' 22"	140° 01' 09"
1	1	1		0	0	1	1	0						1					1	1	1	24 (8)	12	県	水・委	水・委	39° 52' 20"	139° 51' 50"
2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	市	委	委	39° 45' 24"	140° 03' 03"
13	13	13	0	0	0	8	8	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8	8	11	0	256	82					
14	14	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	122	0					
27	27	27	1	1	1	9	9	1	1	1	1	1	1	9	1	1	1	9	9	12	0	378	82					

表2 令和7年度測定機関別水質測定地点数等一覧

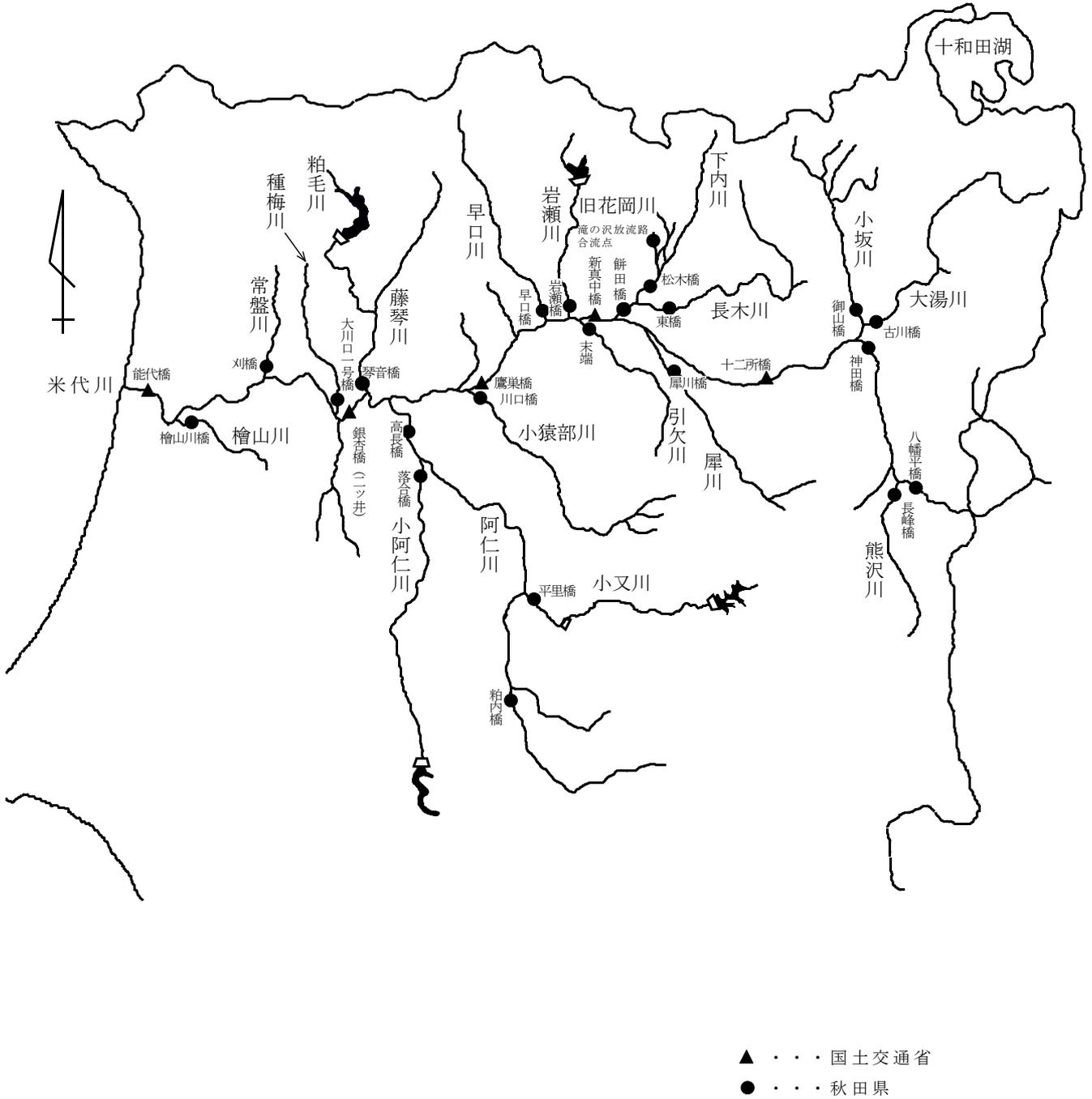
測定水域		国		県		市	
		7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	6年度
河川	米代川水系	5 (920)	5 (920)	22 (1,128)	22 (1,041)		
	雄物川水系	10 (1,197)	10 (1,197)	19 (863)	19 (914)	31 (2,193)	31 (2,187)
	子吉川水系	2 (163)	2 (163)	3 (151)	3 (184)		
	八郎湖 流入河川			11 (1,080)	11 (1,080)	1 (135)	1 (132)
	その他の河川			9 (389)	9 (388)	2 (63)	2 (62)
	小計	17 (2,280)	17 (2,280)	64 (3,611)	64 (3,607)	34 (2,391)	34 (2,381)
湖沼	十和田湖			9 (496)	9 (494)		
	田沢湖			5 (343)	5 (347)		
	八郎湖			10 (2,520)	10 (2,520)		
	人工湖	2 (642)	2 (642)	8 (251)	8 (251)	2 (136)	2 (136)
	天然湖沼			1 (28)	1 (28)	2 (139)	2 (139)
	小計	2 (642)	2 (642)	33 (3,638)	33 (3,640)	4 (275)	4 (275)
海 域			14 (1,788)	14 (1,788)	7 (878)	7 (884)	
合 計	19 (2,922)	19 (2,922)	111 (9,037)	111 (9,035)	45 (3,544)	45 (3,540)	

注) 上段：測定地点数、下段()内：測定項目数

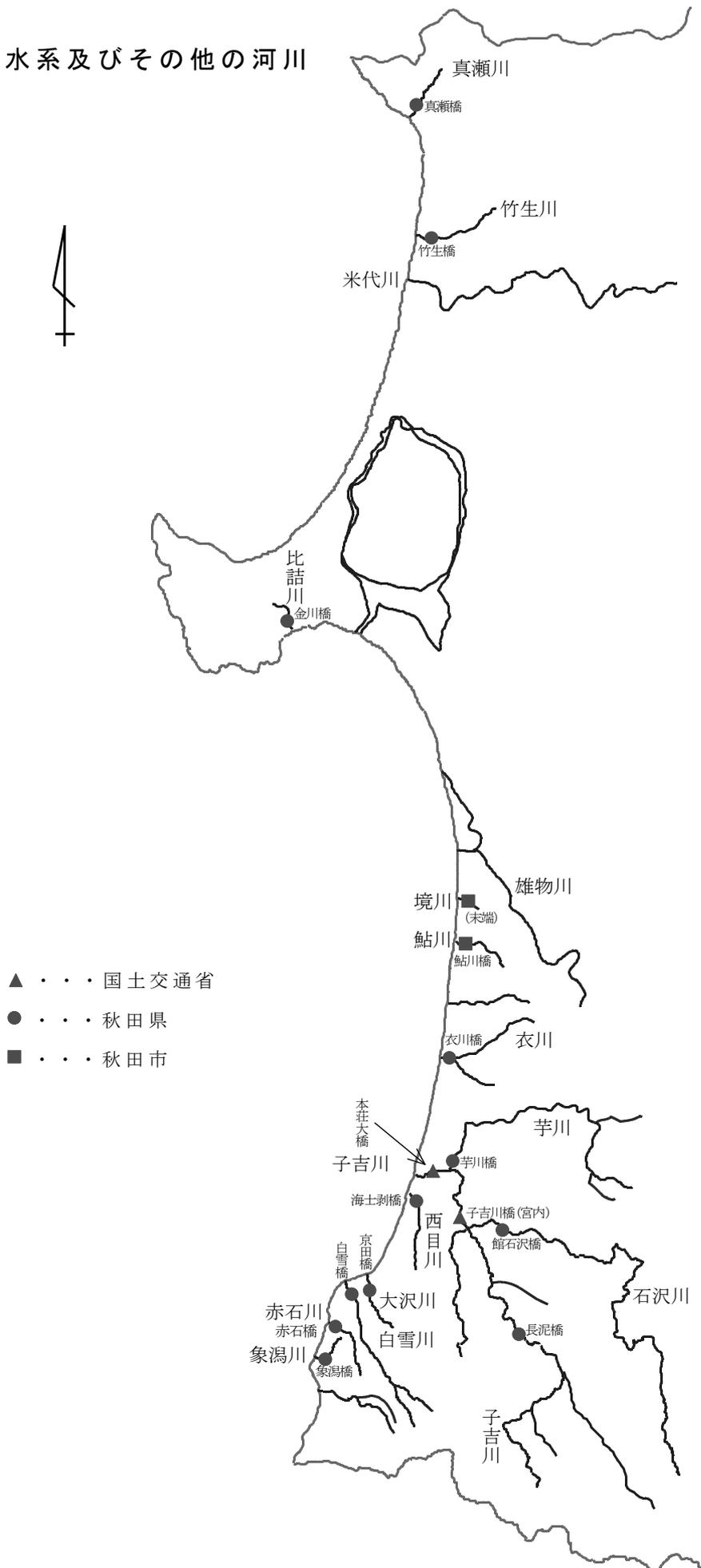
計		増 減			
7年度	6年度	国	県	市	計
27	27	0	0		0
(2,048)	(1,961)	(0)	(87)		(87)
60	60	0	0	0	0
(4,253)	(4,298)	(0)	(-51)	(6)	(-45)
5	5	0	0		0
(314)	(347)	(0)	(-33)		(-33)
12	12		0	0	0
(1,215)	(1,212)		(0)	(3)	(3)
11	11		0	0	0
(452)	(450)		(1)	(1)	(2)
115	115	0	0	0	0
(8,282)	(8,268)	(0)	(4)	(10)	(14)
9	9		0		0
(496)	(494)		(2)		(2)
5	5		0		0
(343)	(347)		(-4)		(-4)
10	10		0		0
(2,520)	(2,520)		(0)		(0)
12	12	0	0	0	0
(1,029)	(1,029)	(0)	(0)	(0)	(0)
3	3		0	0	0
(167)	(167)		(0)	(0)	(0)
39	39	0	0	0	0
(4,555)	(4,557)	(0)	(-2)	(0)	(-2)
21	21		0	0	0
(2,666)	(2,672)		(0)	(-6)	(-6)
175	175	0	0	0	0
(15,503)	(15,497)	(0)	(2)	(4)	(6)

図 1 令和 7 年度水質測定地点位置図

(1) 米代川水系

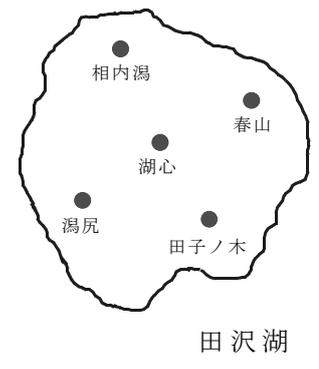
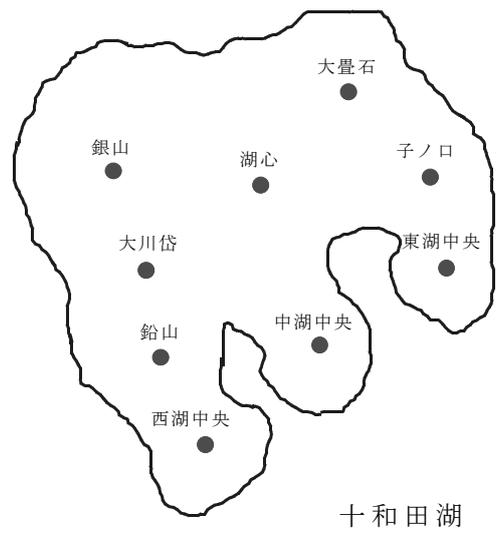


(4) 子吉川水系及びその他の河川



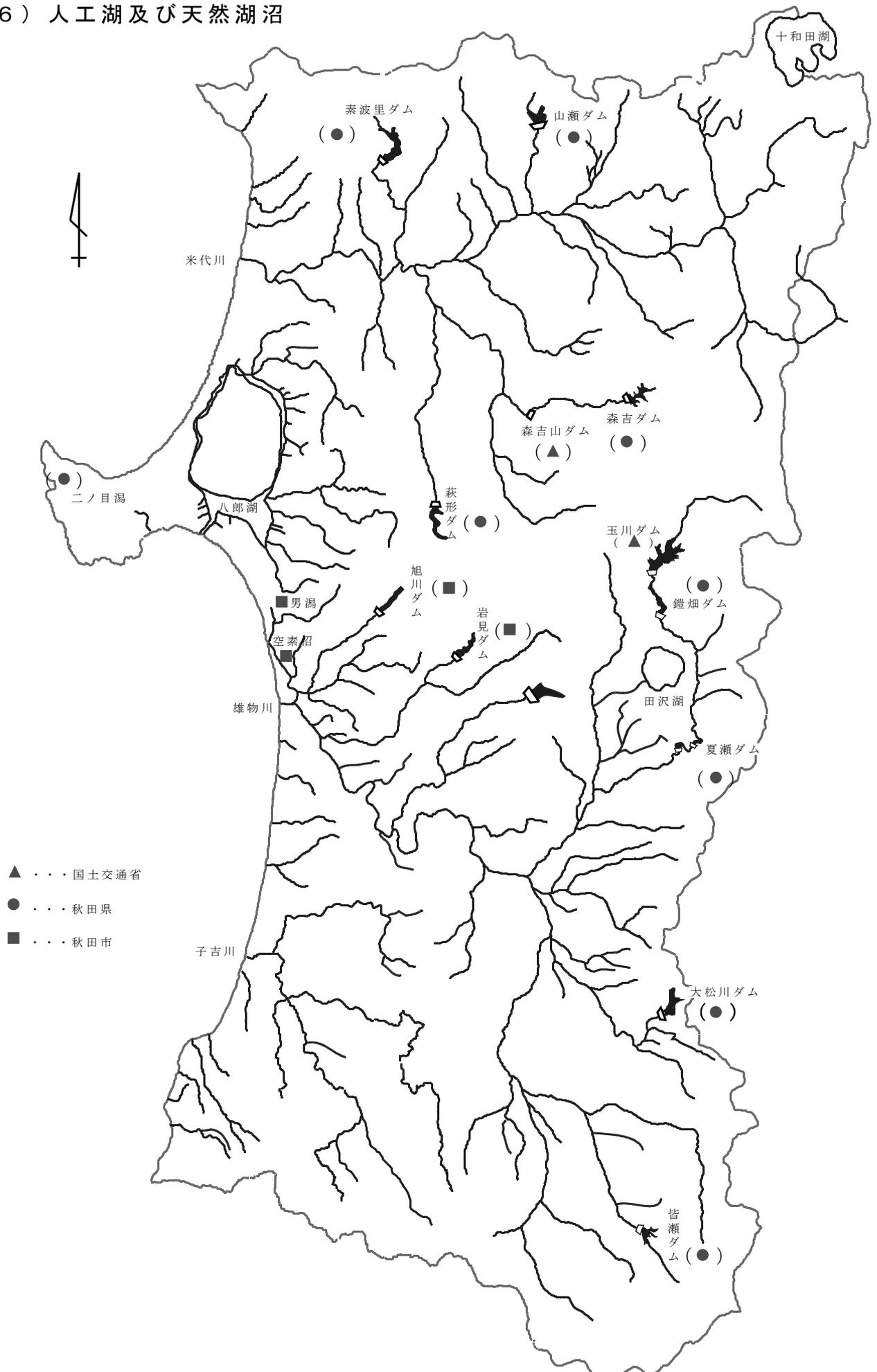
- ▲ . . . 国土交通省
- . . . 秋田県
- . . . 秋田市

(5) 三大湖沼

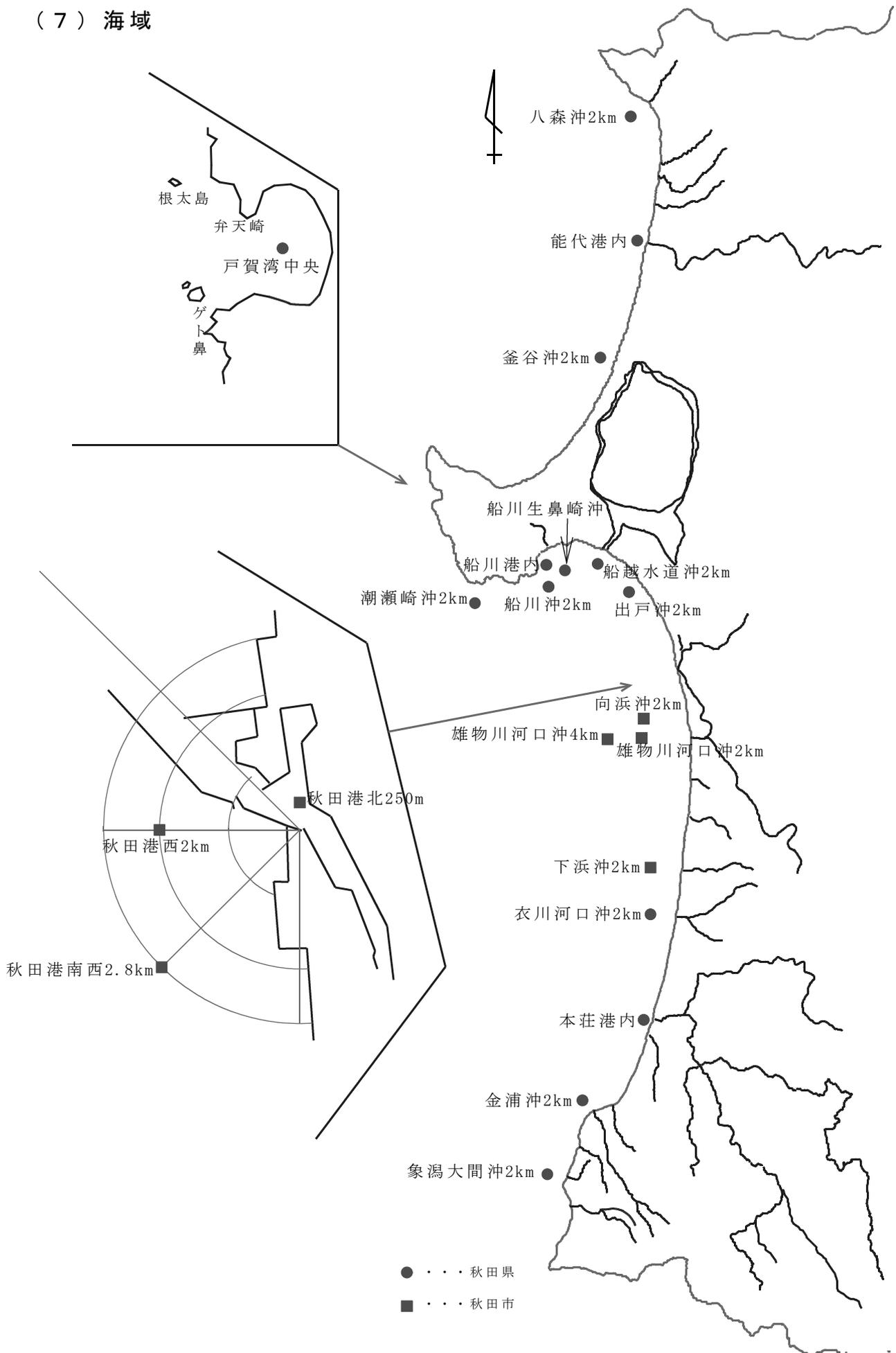


● . . . 秋田県

(6) 人工湖及び天然湖沼



(7) 海域



2 地下水について

令和7年度地下水の水質測定に関する計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定に基づき、秋田県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質測定について、必要な事項を定めるものである。

2 調査の種類

調査の種類は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。

なお、本調査を実施する場合には、各測定機関と協議の上、本計画とは別に実施計画を作成する。

(3) 継続監視調査

汚染地域について継続的に監視を行うための調査とする。

3 測定期間

令和7年4月～令和8年3月

4 測定機関

測定機関は、次のとおり。

(1) 県

秋田県 生活環境部 環境管理課、健康福祉部 健康環境センター
各地域振興局福祉環境部

(2) 水質汚濁防止法施行令で定める市

秋田市 環境部 環境保全課

5 測定地区等

水質測定を行う地区等は、表1のとおりとする。

なお、図1には測定井戸の位置図を示す。

6 測定項目

水質測定的项目は次のとおりとし、その回数は表1のとおりとする。

(1) 一般項目

採水時刻、天候、気温、水温

(2) 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタン、1,2-

ジクロロエタン、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（硝酸亜硝酸窒素）、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※ 総水銀が検出された場合には、アルキル水銀についても測定を行う。

7 分析方法

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）に掲げる方法とする。

8 結果の報告

水質測定の結果は、県（環境管理課）に報告するものとする。

9 緊急時の措置

水質測定の結果、汚染された井戸が発見された場合には、「地下水の水質汚濁に係る環境基準の取扱いについて」（平成9年3月13日付け環水管第80号環境庁水質保全局長通知）に基づき、県又は市は、第一に飲用指導等の人の健康を保護するための措置を講じ、併せて、汚染範囲の確認及び汚染源の特定等の必要な措置を講ずるものとする。

10 結果の公表

県（環境管理課）は、水質汚濁防止法第17条第1項の規定により、水質測定の結果を公表する。

11 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関と協議して定めるものとする。

（参考）前年度計画からの変更点

1 測定地区・地点

（1）概況調査

地点数の変更は、なし。

（2）継続監視調査

- ・「美郷町金沢地区」の1地点において、「カドミウム、鉛、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、ほう素、1,4-ジオキサン」の測定を新たに行う。
- ・「秋田市千秋中島町」の1地点において、測定を終了する。

（3）その他調査

「秋田市牛島地区、茨島地区」の2地点において、「PFOS及びPFOA」の測定を新たに行う。

2 測定項目・回数

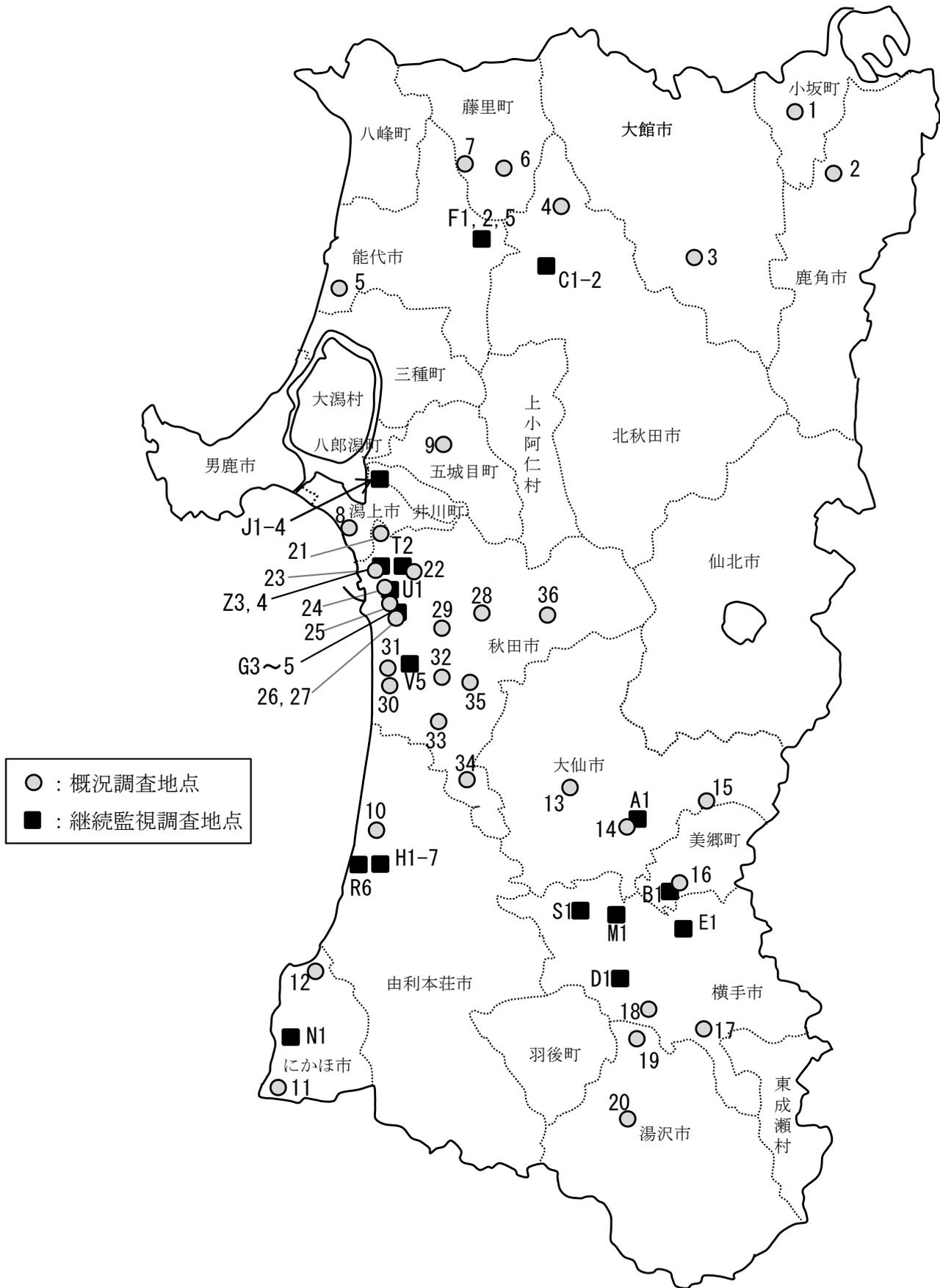
変更点は、なし。

表 1 - 1 令和 7 年度地下水質測定地区等一覧【概況調査】

No.	市町村名	地区名	地区 番号	井戸 番号	井戸 深度 (m)	井戸 用途	測定 回数	測定 月	測定												
									カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン	1,2-ジクロロエタン	
1	小坂町	岩沢平	0050	140400	5.5	生活用水	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	鹿角市	十和田大湯	0010	090100	10	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	大館市	比内町新館	1070	090400	不明	生活用水	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	北秋田市	栄	0030	140500	不明	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	能代市	浅内	0020	090900	30	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	藤里町	藤琴	0010	140800	不明	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	藤里町	粕毛	0020	180800	不明	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	潟上市	天王	0010	250100	不明	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	五城目町	内川湯ノ又	0090	250200	4	生活用水	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	由利本荘市	岩城町岩城亀田町	2030	992400	2	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	にかほ市	象潟町大砂川	2040	002300	1	生活用水	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	にかほ市	平沢	0020	932300	不明	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	大仙市	刈和野	2010	903400	14.0	生活用水	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	大仙市	花館	0080	940100	不明	工業用水	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	大仙市	太田町三本扇	7040	993100	不明	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	美郷町	鎌田	0030	002900	不明	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	横手市	十文字町仁井田	5030	993500	10.0	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	横手市	雄物川町谷地新田	3030	993400	7.2	一般飲用	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	湯沢市	岩崎	0060	250300	10	その他	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	湯沢市	相川	0050	250400	8	工業用水	1	8-11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	秋田市	金足					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	秋田市	上新城					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	秋田市	下新城					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	秋田市	飯島					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	秋田市	飯島					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	秋田市	将軍野					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	秋田市	土崎港東					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	秋田市	太平					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	秋田市	下北手					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	秋田市	牛島					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	秋田市	新屋					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32	秋田市	四ツ小屋					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	秋田市	雄和					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	秋田市	雄和					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	秋田市	河辺					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	秋田市	河辺					2	5,9月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		秋田県分 計		20 地点			520	項目	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		秋田市分 計		16 地点			432	項目	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
		概況調査 計		36 地点、			952	項目	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36

(注) 表中網掛け部分は、令和 6 年度の計画から変更した箇所。

図1 令和7年度地下水質測定井戸位置図

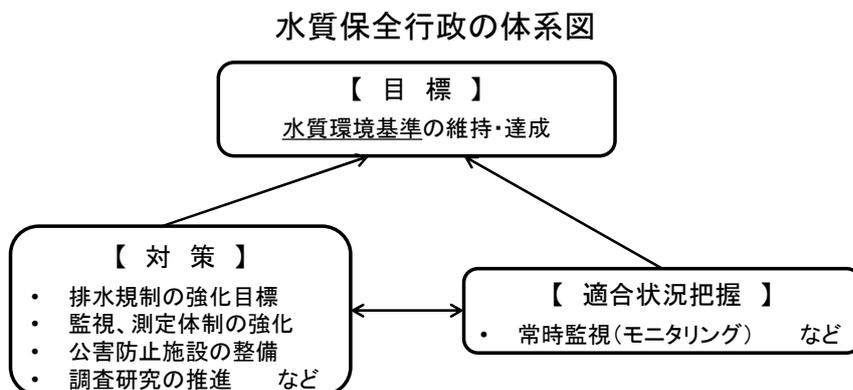


参 考

公共用水域及び地下水の水質測定について

1 目的

水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、水質保全行政の目標である水質環境基準の維持達成の状況を把握し、水質汚濁防止施策の適切な実施に資することを目的としている。



○ 水質環境基準

水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に係る諸施策の行政上の共通目標となるもの（環境基本法第 16 条）。

秋田県では、451 水域（河川 394、湖沼 44、海域 13）について BOD 等一般項目の水域類型を、八郎湖について全窒素／全磷の水域類型を、67 水域（河川 63、湖沼 3）について全亜鉛等水生生物項目の水域類型を、それぞれ指定している。

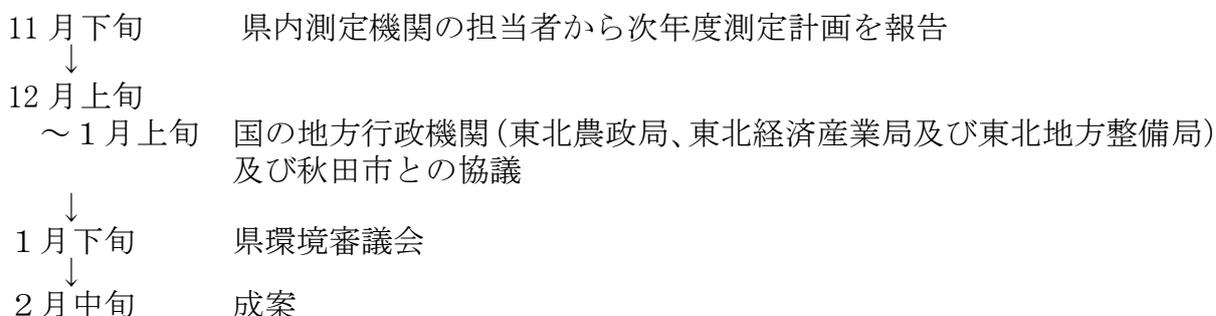
○ 水域類型

各水域の利用目的（水道、水産、工業用水等）や水生生物の生息状況に応じて設けられた水質環境基準の区分であり、環境基本法に基づき、環境庁告示で類型の区分が設定されている。

2 計画の作成

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、知事は毎年、国の地方行政機関の長と協議して公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画を作成している。

なお、この計画の成案までの流れは、次のとおり。



3 結果の公表

水質汚濁防止法第 17 条第 1 項の規定に基づき、知事は毎年、水質汚濁の状況を県環境白書やインターネットにより公表している。